平成２１年（フ）第１９９１号
京都市中京区大宮通三条下る三条大宮町270番地　第５パールハイツ301号
債務者　片山　香苗（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９２号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11－６棟915号
債務者　津々路大介
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
兵庫県西脇市鹿野町554番地の２　県営住宅１号棟208号
債務者　中山紀代美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第４３号
山口県長門市三隅下3539番地
債務者　石津　好弘
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６３号
山口県萩市大字椿東477番地１　中津江団地70－７号
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第７４号
山口県萩市大字椿東1402番地２、前住所埼玉県富士見市東みずほ台３丁目18番地５パームガーデンⅠ106
債務者　進藤　　崇
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第７５号
山口県長門市通387番地２
債務者　山本　末子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第７６号
山口県萩市大字椿東5064番地
債務者　堀　ヒサ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３１５号
香川県高松市観光通１丁目５番地７プチ・メゾン瓦町304号
債務者　倉内　雄司
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１４号
香川県高松市成合町490番地34
債務者　池田　　修
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７５号
香川県綾歌郡綾川町萱原２番地14
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７６号
岡山県倉敷市北浜町８－32　レジデンス北浜205、住民票上住所香川県高松市木太町5082番地５
債務者　岡部　雅彦（旧姓中桐）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９１号
香川県さぬき市志度4500番地223
債務者　川村　義人
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９４号
香川県高松市太田下町2677番地２
債務者　坂本　博正
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２４４号
富山市萩原552－１　アクア・マリーンM302、前住所富山県中新川郡立山町四谷尾588番地
債務者　堀田　雪乃
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９９７号
大阪府東大阪市花園本町２丁目６番20号　木村文化１階南端
債務者　岡﨑　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９００９号
大阪府門真市脇田町２番６－612号
債務者　坂本　正仁
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部